

特集《第30回知的財産権誌上研究発表会（テーマ：これからの時代の知財のあり方）》

# 私的利用のための実施と 私的発明実施補償金の試論

放送大学特任教授 児玉 晴男



## 要約

公表された著作物の私的使用のための複製と私的録音録画補償金が著作権の制限規定にある。それは文化の発展への寄与を法目的とする観点からの規定であるが、情報技術（IT）または情報通信技術（ICT）の発達に寄与する法目的とするといえる著作権の制限規定もある。その規定は、著作物に表現された思想または感情の享受を目的としない利用、電子計算機における著作物の利用に付随する利用等、電子計算機による情報処理およびその結果の提供に付随する軽微利用等に見られる。プログラムは、プログラムの著作物であり、物の発明でもありうる。そこから、産業の発達に寄与する観点から、物の発明のネットワーク型特許において、試験または研究に関する発明の実施に関連する特許権の効力が及ばない範囲に関連して、公開された発明の私的利用のための実施の観点からの特許権の効力の制限規定が想定される。本稿は、私的利用のための実施と私的発明実施補償金の試案について考察する。

## 【コメントフィードバックを希望する点】

1. 仮説全般に関して
2. 特許権の効力が及ばない範囲に非商業目的で私的に行われる行為の条項の例示の必要性について
3. プログラムに関する著作権の制限条項と特許権の効力が及ばない範囲の条項との整合性について

## 目次

1. はじめに
2. プログラムの保護と制限
  2. 1 プログラムの著作物とネットワーク型特許の権利の保護
  2. 2 プログラムの著作物とネットワーク型特許の権利の制限
3. 私的使用のための複製と私的録音録画補償金
  3. 1 私的使用のための複製
  3. 2 私的録音録画補償金制度
  3. 3 私的録音録画補償金の管理
4. 私的利用のための実施と私的発明実施補償金
  4. 1 私的利用のための実施
  4. 2 私的発明実施補償金制度
  4. 3 私的発明実施補償金の管理
5. おわりに

## 1. はじめに

著作権法では、著作権の制限規定に、公表された著作物の私的使用のための複製（著作権法30条1項）がある。私的使用のための複製では、私的録音録画補償金が関与する（同法30条3項）。補償金とは、著作権等の制限において、公表された著作物を使用するうえで、著作権者等の利益保護との均衡を図った補償金制度のものと一つの使用料といえるものである。これは、文化的所産の公正な利用に留意しつつ著作者等の権利の保護を図る構図の中で

の著作権の制限において、著作者等の権利の保護を図る観点になる。したがって、補償金制度は、補償金支払のみで権利者の許諾を不要とするワンストップ（One Stop）が指向されている。

文化の発展に寄与する法目的の観点からの著作権の制限規定の中に、IT または ICT の発達に寄与する法目的といえる規定がある。それらは、著作物に表現された思想または感情の享受を目的としない利用（同法 30 条の 4）、電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（同法 47 条の 4）、電子計算機による情報処理およびその結果の提供に付随する軽微利用等（同法 47 条の 5）の規定に見られる。それらは、検索エンジンの開発において、デジタル環境における公表された著作物の複製が著作権を侵害する懸念により、IT または ICT の開発の遅れが指摘されることによる。

そのような状況の中で、プログラムは、プログラムの著作物（同法 10 条 1 項 9 号）であり、ネットワーク型特許である物の発明（特許法 2 条 3 項 1 号）でもありうる。そこから、ネットワーク型特許において、試験または研究に関する発明の実施に関連する特許権の効力が及ばない範囲（同法 69 条 1 項）とのかかわりから、公開された発明の私的利用のための実施の観点からの特許権の効力の制限規定が想定されてくる。本稿は、公表された著作物の私的使用のための複製と私的録音録画補償金とのかかわりから公開された発明の私的利用のための実施と私的発明実施補償金の試論について考察する。

## 2. プログラムの保護と制限

プログラムの著作物の著作者は、著作者の権利を原始取得し、物の発明の発明者として特許を受ける権利と発明者掲載権も原始取得することになる。したがって、プログラムにおいては、プログラムの著作物の著作者がネットワーク型特許の特許権者になりうることになる。

### 2. 1 プログラムの著作物とネットワーク型特許の権利の保護

プログラムの保護は、1985 年以降の経緯からいえば、著作権法で規定される無体物の著作物と、特許法で保護される装置との不可分性のある物と二分化されている。プログラムは、思想または感情が創作的に表現された著作物であり、自然法則を利用した技術的思想の創作がハードウェアと一体化された物になる。2002 年以降は、プログラムの著作物は、無体物の物としてネットワーク型特許として保護されうることになる。

#### (1) 文学的著作物—プログラムの著作物—

1985 年に、著作権法の改正によってプログラムの著作物保護が確立する。コンピュータ・プログラムは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 2 条に定める文学的著作物として保護される（著作権に関する世界的所有権機関条約 4 条）。そして、我が国では、著作物の例示として、プログラムの著作物が規定されている（著作権法 10 条 1 項 9 号）。

#### (2) 物の発明—ネットワーク型特許—

プログラムは、2002 年、物の発明として認められるまでは、まず、1972 年に通商産業省（現在、経済産業省）重工業局「ソフトウェア法的保護調査委員会中間報告「独自の保護方法の提言」（登録制度、形式審査主義、プログラム概要書の公開、仲裁または調停制度、短い保護期間）で検討がなされている。そして、1975 年、特許庁「コンピュータ・プログラムに関する発明についての審査基準（その 1）」は、ハードウェアと一体となったソフトウェア等について特許権の付与を明確化している。なお、1983 年、ソフトウェアを特許法に類似した新規立法（プログラム権法）の立法化作業が開始されている。

1985 年、プログラムを著作物とみなした後の経緯は、1993 年に特許庁の審査基準の改定（非技術的ソフト特許対象化）、1997 年に特許庁の審査基準の改定（プログラムを記録した記録媒体を特許の対象化）がなされた。そして、2000 年、プログラム自体を特許の対象とする旨の審査基準の改定がなされ、2002 年に特許法が改正されて、プログラム自体が物の発明として認められることになる。物の発明として認められるまでには、自然法則の利用と

の適合性から、判断基準の見直しの検討が加えられることになる。

ソフトウェアを著作物として保護するとされたものと同じ形態が物の発明として保護されるにあたっては、ソフトウェアとハードウェアとの関係の比率の変遷がある。その自然法則の利用は、装置との一体化との関連から検討されている。その変遷の内容は、1970年代半ば頃は電卓型特許で装置（ハードウェアの特許）である。1980年代初め頃はマイコン型特許になり、装置、機器の特許（マイコン制御）はプログラムがハードウェア制御用である。1980年代半ば頃はワープロ型特許になり、装置の特許（プログラムの持つ機能に技術的特徴）は例えばかな漢字変換プログラムのようにプログラムがハードウェア制御用に限らないものになる。1990年代後半からはソフトウェア媒体型特許になり、プログラムを記憶した媒体（CD-ROM等）の特許でプログラムの機能に特徴があり、プログラムはハードウェア制御用に限らないものになる。

そして、現在のように、ネットワークを用いたシステム（ソフトウェアを含む）および方法の特許になり、ネットワーク上で流通するプログラムの特許、すなわちネットワーク型特許になる。ソフトウェアの発明としての保護は、自然法則の解釈の変遷に対応している。それは、自然法則を装置と一体化してとらえることから、装置と独立にソフトウェアを本来の無体物の物として保護することへの回帰になる。

## 2. 2 プログラムの著作物とネットワーク型特許の権利の制限

著作権法における著作権の制限の見方は文化の発展の寄与の観点からいえる分類であるが、産業の発達に寄与、IT または ICT の試験または研究のための著作権の制限といえる条項が頻出している。検索エンジンの開発において、デジタル環境における著作物の複製が著作権を侵害するとの懸念により、諸外国との IT または ICT の開発の遅れが指摘されることになる。特許権の効力が及ばない範囲に研究目的の特許発明の実施（特許法 69 条 1 項）があるが、それに関連する規定として、著作物に表現された思想または感情の享受を目的としない利用（著作権法 30 条の 4）、電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（同法 47 条の 4）、電子計算機による情報処理およびその結果の提供に付随する軽微利用等（同法 47 条の 5）は、産業の発達に寄与するための著作権の制限といえる。

特許法における特許権の効力の制限は、産業の発達に寄与するための著作権の制限との関係については明確ではない。しかし、特許権の効力が及ばない範囲にある試験または研究のためにする特許発明の実施には、プログラムの実施が含まれる。そして、単に日本国内を通過するに過ぎない船舶若しくは航空機又はこれらに使用する機械、器具、装置その他の物、特許出願の時から日本国内にある物にもプログラム製品が含まれる。さらに、二以上の医薬を混合することにより製造されるべき医薬の発明又は二以上の医薬を混合して医薬を製造する方法の発明に係る特許権の効力が及ばない、医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する行為及び医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する医薬にも、プログラムがかかわっている。それらは、今後、プログラムに対応した法整備の必要があるとして、まずはプログラムの著作物でもあるネットワーク型特許の私的利用のための実施の立法化が想起される。

## 3. 私的使用のための複製と私的録音録画補償金

著作権の制限は、公表された著作物がある条件のもとに使用できるとするものである。著作権の制限においては、原則、営利性がなければ、著作権者等への許諾と著作権料の支払いは不要である。しかし、文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図る観点からの著作権の制限の傾向性として、著作者・発行者への通知と著作権者への補償金の支払いを伴うものがあり、さらに営利性を許容する規定さえある。この傾向性は、著作権の保護で公表された著作物に著作権料を支払うことと著作権の制限で公表された著作物に補償金を支払うこととの対応関係を見いだすことができ、ネット環境ではさらにその傾向性は顕在化する。補償金は、公表された著作物を著作権等の制限のもとで使用するうえで、著作者等の利益保護と著作物の公正な利用との均衡を図るための使用料といえるものである。

### 3. 1 私的使用のための複製

著作権の制限の中に、私的使用のための複製の規定がある。それは、著作権の目的となっている著作物は、個人的にまたは家庭内その他これに順ずる限られた範囲内において使用すること（私的使用）ができるとする（著作権法30条1項）。私的使用のための複製は、著作権者の許諾や利用料も伴わずに、公表された著作物を使用できるとするものである。米国では、録音録画機器による著作物（映画放映）の複製が許容されるか否かのケースに関して、フェアユースとcopyrightとの対立関係に対し、利用者が著作物（映画放映）を録音録画してタイムシフト（time-shift）によって観賞するという公共性の観点からの判断が下されている<sup>(1)</sup>。

しかし、デジタル方式の録音・録画機器等を用いて著作物を複製する場合は、別な判断になる。デジタル形式かアナログ形成かは、無体物の著作物の使用において違いがないといえるが、公表された著作物の公正な利用かどうかにおいては違いがある。我が国では、アナログ方式の私的使用のための複製には制約はないが、デジタル方式による私的使用のための複製では制約がある。それは、デジタル方式の録音または録画の用に供される記録媒体であって政令で定めるものに録音または録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならないとするものである（同法30条3項）。このような私的使用のための複製については、テレビ番組がオンデマンドでサービスされる環境においては、転送サービスを受ける者の権利の制限が問題なく認められるかどうかの検討は必要になる。

ところで、「著作権法の一部を改正する法律」（平成21法律53）により、権利者の許可なくインターネット上にアップロードされた違法コンテンツ（音楽・映像）について、違法にアップロードされたものであると知りながらダウンロードする行為が違法とされ（同法30条1項3号）、「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」（令和2法律48）では違法コンテンツ（プログラムや漫画、小説など）を著作物全般に拡張している（同法30条1項4号）。そして、コピープロテクション等技術的保護手段の回避装置などを使って行う複製については、私的使用のための複製でも著作権者の許諾が必要である。

デジタル社会（デジタル社会形成基本法2条）またはSociety 5.0<sup>(2)</sup>において、著作物のコピー・アンド・ペーストは、権利の保護と権利の制限との垣根を低くしている。著作権の制限と同様に、出版権の制限と著作隣接権の制限も規定されているが、同様の見方ができる。私的使用のための複製は、出版権の制限規定では複製を行ったものとみなされ（同法86条2項1号）、著作隣接権の制限規定では著作隣接権の目的となっている実演、レコード、放送または有線放送の使用について準用されている（同法102条1項）。なお、著作者人格権の制限と実演家人格権の制限は、著作権の制限と著作隣接権の制限が影響を及ぼすものではなく、別に判断されることになる（同法50条、102条の2）。

### 3. 2 私的録音録画補償金制度

従来、私的使用については、自由かつ無償で複製を行うことが可能であった。しかし、デジタル録音・録画機器の発達および普及にともない、その私的使用が拡大していったことから、本来、権利者（著作権者、実演家、製作者）が受ける著作権等を害しているのではないかという指摘がなされることになる。米国やEUを中心に、権利者に対する一定の補償措置を講ずる国が増えたという背景から、わが国でも、私的録音録画補償金制度が導入されることになる。

補償金制度は、著作権の制限の世界における著作物の使用料の徴収システムとよびうる。私的使用のための複製に関する規定は、私的録音録画補償金制度である。その私的録音録画補償金とは、デジタル録音・録画を行う者が、それらの機器を購入する際にあらかじめ指定管理団体に著作物の利用料を支払うとするものである（著作権法104条の4第1項）。そして、デジタル形式による私的録音・録画について、文化庁指定の管理団体によって補償金を私的録音・録画する者から徴収し、それが著作権者に配分される。なお、ダビング10<sup>(3)</sup>は、複製できる回数の制限による権利者への不利益を考慮した調整になるが、そのとき補償金との関係で問題となってくる。

### 3. 3 私的録音録画補償金の管理

デジタル媒体、すなわち補償金の対象機器・記録媒体は、指定されている。そして、この補償金を徴収する管理団体として、一般社団法人 私的録音補償金管理協会（SARAH）と一般社団法人 私的録画補償金管理協会（SARVH）の二つが設けられることになる。デジタル環境下で映像を見ることができて音楽を聴けるのも、この制度が関係している。

#### （1） 私的録画補償金管理協会

私的録画補償金管理協会（SARVH）は、私的録音録画補償金制度の録画関係の補償金の請求と分配を行い、著作権思想の普及活動等を行っていた管理団体である。私的録画補償金制度は、1999年7月1日から実施されている。しかし、私的録画補償金は、音楽のネット配信の補償金問題が私的録画補償金制度に波及することによって機能していない状態になる。それは、株式会社 東芝が、2009年2月にアナログチューナー非搭載DVD録画機器を発売し、この機器は著作権法施行令に定める私的録画補償金支払いの対象機器ではないとして、補償金を製品の出荷価格に上乗せして徴収する協力をこの機器については拒否していることによる。

そのような流れの中で、SARVHは、2009年11月10日、東芝に対し、デジタル放送専用録画機について、私的録画補償金の支払いを求めて東京地方裁判所に提訴するが、2010年12月27日にSARVHの請求が棄却されて敗訴の判決を受けることになる<sup>(4)</sup>。SARVHは、その判決を不服として12月28日に東京高等裁判所に控訴する。しかし、知的財産高等裁判所の2011年12月22日の控訴審判決でもSARVHの控訴を棄却し敗訴となる<sup>(5)</sup>。そこで、SARVHは、最高裁判所判所に上告・上告受理申立をすることになる。SARVHは、①アナログチューナー非搭載DVD録画機器は著作権法施行令1条2項3号の定める特定機器に該当する、②製造業者等に課せられた協力義務（著作権法104条の5）は法的強制力を伴うものであるとの2点を主張する。

最高裁判所第一小法廷において、金築誠志裁判長は、2012年11月8日付で、最高裁判所は上告を棄却するとともに、最高裁判所で審理すべき法令解釈の重要事項を含むとは認められないとして上告不受理の決定をし、知的財産高等裁判所の判決が確定することになる。これにより、東芝の勝訴とSARVHの全面敗訴が確定する。ただし、本件訴訟では、SARVHとしては直接的にはその機器については製造業者が補償金を上乗せして徴収しなくても違法ではないとされたのであり、著作権法に定める私的録画補償金制度そのものが否定されたのではない。

なお、この問題は、著作権の制限が著作権の保護と交差していることによるものであり、その関係の調整にあり、私的録音録画補償金制度の全体の仕組みを不要とするものではない。その後、SARVHは、2012年11月以降は機能しなくなり、存在意義がなくなったため、2015年4月1日に、法人が解散するに至っている。

#### （2） 私的録音録画補償金管理協会

私的録音録画補償金管理協会（SARAH）は、私的録音補償金管理協会（SARAH）が私的録音録画補償金制度の録音関係の管理とともに録画の管理をすることにより名称を変更し著作権思想の普及活動などを行っている。私的録画補償金に関する新たな指定について2022年10月21日、政府は著作権法施行令を改正し、新たにブルーレイディスクレコーダおよびそれに使用する記録メディアを、私的録画補償金の対象機器として政令指定している。また、私的録音録画補償金を受ける権利の行使に基づくその対象機器等の補償金の管理については、私的録音録画補償金管理協会（SARAH）が指定管理団体として文化庁より指定されている。ただし、補償金の額や徴収方法等については現在未定となっている。

#### （3） 私的録音録画補償金管理の構造

私的録音録画補償金管理協会（SARAH）は、会員11団体から構成されている。その団体には、業界団体（著作権者と著作隣接権者）や著作権等管理事業者が含まれている。この構成は、私的録画補償金管理協会（SARVH）と同じである。そうすると、そもそも私的録音録画補償金制度において、私的録音補償金管理協会（SARAH）と私的録画補償金管理協会（SARVH）がともに同じ会員構成であることから、私的録音と私的録画とを分ける管

理協会を設ける必要があったのかが疑問になる。

私的録音録画補償金の支払義務者は、原則、録音・録画行為を行う者になる（著作権法 30 条 2 項）。その特例として、機器または記録媒体の購入者に与えられることがある（同法 104 条の 4）。それは、機器または記録媒体の購入者が販売価格に上乗せされている価格を消費税のように支払うことが通常のものになる。

私的録音補償金は、音楽の著作権を管理する団体である日本音楽著作権協会（JASRAC）、実演家の団体である日本芸能実演家団体協議会、レコード製作者の団体である日本レコード協会に分配される。私的録画補償金は、著作権者の団体である私的録画著作権者協議会、日本芸能実演家団体協議会、日本レコード協会に分配されていた。そして、その分配金は、分配金を受け取った各団体が、権利者へ分配することとなる。なお、音楽の著作物を取り扱う JASRAC と実演を取り扱う日本芸能実演家団体協議会およびレコードと実演を取り扱う日本レコード協会は著作権等管理事業法における著作権等管理事業者である。

ところで、私的録音・録画と報酬請求権制度との関係について、権利者の有する複製権を制限する代わりに一種の補償措置を講ずるものであると位置付けることが適当であるという見解がある<sup>6)</sup>。これは、私的録音・録画を一定の補償（報酬）を権利者に与えることによって、ユーザーと権利者との利益の調整を図ろうとするものである。ここに、補償金制度がワンストップを指向するゆえんがあろう。

指定されたデジタル録音・録画機器等を私的録音・録画に使用しない者は、管理団体に対して、補償金の返還を請求することが可能である（同法 104 条の 4 第 2 項）。デジタル録音・録画機器等を通して、音楽や映画をサブスクリプション（サブスク）によって視聴するならば、それは、著作権の保護の世界で利用料として権利処理されていることから、著作権の制限の世界の私的録音録画補償金の対象ではない。ただし、その関係は法的には明確にしておかなければならないが、情報システムにおける処理では著作権の保護の世界における利用料と著作権の制限の世界における補償金とは峻別する必要はないかもしれない。それは、0 円を含む利用料または補償金による権利処理システムとして一元化できる。そのとき、私的録音録画補償金の管理は、著作権法における著作権者・著作隣接権者団体と著作権等管理事業法における著作権等管理事業者とが連携して対応することになる。

#### 4. 私的利用のための実施と私的発明実施補償金

著作者等の権利を定めてこれらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ著作者等の権利の保護を図って文化の発展に寄与することは、発明の保護および利用を図り発明を奨励して産業の発達に寄与することと対応する。それらは、権利の保護と権利の制限との均衡を図ることであり、その均衡を図る仕組みの一つが私的利用のための実施と私的発明実施補償金である。それは、私的使用のための複製と私的録音録画補償金の仕組みを類推適用することが考えられる。

##### 4. 1 私的利用のための実施

著作権法の私的使用のための複製のように著作権の制限規定と類似するのが、特許法における試験または研究のためにする発明の実施に特許権の効力が及ばないとする規定（特許法 69 条 1 項）である。そして、英米法系の国では特許法 69 条 1 項の規定と同様な規定は見られないが<sup>7)</sup>、大陸法系の各国では特許法 69 条 1 項の規定と同様な規定がある（例えば、ドイツ特許法 11 条 (2) 号、中国専利法 75 条 4 号など）。この規定は、個人である研究者が他者の発明に係る特許権を実施することを対象にする。しかし、使用者のもとに、職務発明として個人である研究者または複数の研究者が関与するときには、使用者の営利性の点から、特許権の効力が及ばない範囲といえるものとは必ずしもいえない状況にある。

特許権の効力が及ばない範囲という規定の中で、私的利用のための実施を想起させる規定がある。それは、非商業目的で私的に行われる行為は、特許の効力が及ばないとする規定である（ドイツ特許法 11 条 (4) 号）。また、専利製品または専利方法によって直接得られた製品について、個人が販売後、当該製品に対して使用、販売の申出、販売、輸入を行う場合は、専利権侵害とはみなさないという規定がある（中国専利法 75 条 (1) 号）。それら規定は、著作権法の私的使用のための複製と類似し、または関連し、プログラムの私的利用のための実施の特許の

効力が及ばない範囲という規定または特許権侵害とみなさない規定といえる。

私的利用のための実施は、発明の奨励による特許権の保護と発明の公正な利用といえる特許権の制限との均衡が求められる構図になる。その構図の中で、特許権者の利益を不当に害することとなる場合は、当然、特許の効力が及ばない範囲とはいえなくなる。その発明の公正な利用に対する特許権者の保護の観点から、私的利用のための実施に著作権法の私的録音録画補償金制度の類推適用による私的発明実施補償金制度が考えられる。

#### 4. 2 私的発明実施補償金制度

特許権の保護と特許権の制限との均衡の中で特許権の許諾と特許料の支払いを要しない特許権の制限の中に、特許権の保護の観点から特許権者への通知と補償金の支払いが伴う補償金制度が求められる。これが私的利用のための実施の規定に伴う私的発明実施補償金制度になる。

プログラム著作物登録制度がある。プログラムの著作物に係る登録については、著作権法2章10節（登録）の規定によるほか、別に法律で定めるところによる（著作権法78条の2）。それが「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」（プログラム著作物登録特例法）であり、本法はプログラムの著作物に係る登録に関し、著作権法の特例を定めることを目的とする（プログラム著作物登録特例法1条）。プログラム著作物登録は著作権登録と共通するが、プログラムの著作物は必ずしも公開されずに利用されることがある点で異なる。

プログラム著作物登録は、プログラムの著作物に係る創作年月日の登録、第一発行（公表）年月日の登録、著作権の登録、実名の登録（プログラム登録）の申請をしようとする者は、申請に係るプログラムの著作物の内容を明らかにする資料として、その著作物の複製物を文化庁長官に提出しなければならない（同法2条）。その登録は、機械語に変換されたオブジェクトコードでも可能とされるが、ソースコードの提出が求められている。

著作権登録とプログラム著作物登録は、文化庁と一般財団法人 ソフトウェア情報センター（SOFTIC）以外が登録の業務を行うことはできない。ここで、著作権法とプログラム著作物登録特例法による登録は、著作権等管理事業法による著作権等管理と同じ機能を有しうる。そうすると、著作権等管理事業者は、著作権登録とプログラム著作物登録の業務を担いうるといってもよい。著作権登録とプログラム著作物登録は、著作権法とプログラム著作物登録特例法および著作権等管理事業法との三重の関係から機能していることになる。私的発明実施補償金制度は、それら著作権制度における三重の関係に、特許法と信託業法が関与することになる。

#### 4. 3 私的発明実施補償金の管理

私的発明実施補償金の管理のためには、特許権の効力の制限に関する補償金を受ける権利の行使をする特許庁長官の指定を受けた団体が必要になる。そして、私的発明実施補償金管理の構造は、私的録音録画補償金管理の構造からの類推適用が考えられる。

##### (1) 私的発明実施補償金の徴収機関

ソフトウェア情報センター（SOFTIC）は、プログラム著作物登録<sup>(8)</sup>の他に、「半導体集積回路の回路配置に関する法律」（半導体集積回路配置法）で保護される回路配置利用権の登録を工業所有権協力センター回路配置利用権登録センターが行ってきた登録業務を継承して行っている<sup>(9)</sup>。回路配置利用権は、SOFTICにおける設定登録により発生する（半導体集積回路配置法10条1項）。SOFTICの業務は、プログラム著作物登録特例法では第三者対抗要件に関するものであり、半導体集積回路配置法の設定登録では権利発生要件に関するものになる。SOFTICは、登録に関して二つの機能を果たしている。

そこで、私的発明実施補償金の徴収機関として、プログラム著作物登録特例法におけるSOFTICが想起される。そして、SOFTICの会員として特許法における特許権者団体と信託業法における特許権管理団体に著作権法における著作権等団体と著作権等管理事業法における著作権等管理事業者を含む組織構成が考えられ、それら会員が私的発明実施補償金の管理にかかわることになる。その中で著作権等管理事業者として現状で考えられるのが、プログラムの著作物を対象とする公益社団法人 日本複製権センター、一般社団法人 学術著作権協会、一般社団法人 授

業目的公衆送信補償金等管理協会<sup>(10)</sup>である。

## (2) 私的発明実施補償金管理の構造

私的発明実施補償金の支払義務者は、原則、私的利用を行う者になる。その特例として、機器またはメディアの購入者に与えられることになる。それは、機器またはメディアの購入者が販売価格に上乗せされている価格を支払うことが通常のものになる。私的発明実施補償金の構造は、特許権者団体と特許権管理団体および著作権者・著作隣接権者団体と著作権等管理事業者が関与する。

指定されたデジタル録音・録画機器等を私的に発明に使用しない者は、徴収団体 (SOFTIC) に対して、私的録音録画補償金と同様に、報酬の返還を請求することが可能であろう。公衆送信機器等を通して、サブスクリプション (サブスク) によって実施するならば、それは、特許権の保護で実施料として権利処理されることから、特許権の効力の制限の私的発明実施補償金の対象とはならない。ただし、その関係は、私的録画補償金管理協会 (SARVH) の轍を踏まないように、法的には明確にしておかなければならない。私的発明実施補償金の管理の構造は、SOFTIC の会員として、特許権者団体と特許権管理団体および著作権者・著作隣接権者団体と著作権等管理事業者とが連携するものになる。

## 5. おわりに

2002年、著作権法で保護されるプログラムの著作物と同じ形態の物の発明のネットワーク型特許が特許法でも保護される可能性が生じたことになる。そこには、プログラムの著作物とネットワーク型特許との知的財産権の制限が検討されなければならない要因が生じていたといえる。本稿で考察してきたことは、知的財産権の制限における一つの規定として、著作権の制限における私的利用のための複製と特許権の効力の制限における私的利用のための実施とを架橋することになる。そして、その他の特許権の効力が及ばない範囲の規定についても、プログラムを考慮した規定の見直しが必要になる。これは、これからの時代の知財のあり方として、無体物の著作物と発明との関係性を考慮することに他ならない。

それは、国際的な知財のあり方において、プログラムは知財全体とかわりを持っている。プログラムはデジタルコンテンツであり、それは知的財産権の管理の対象である (コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律2条1項、2項3号)。坂村健・TRONフォーラムは、トロンフォーラムに帰属する $\mu$ T-Kernel 2.0の仕様書の著作権を電気電子学会 (IEEE) へ譲渡している。他方、IEEEは、TRON $\mu$ T-Kernel 2.0の所有権 (ownership) がIEEE Standards Associationへ譲渡され、知的財産を使用するためのライセンスをTRONフォーラムへ提供する<sup>(11)</sup>。このライセンス契約はTRON $\mu$ T-Kernel 2.0のIEEEへのcopyright transferであるが、それは知的財産管理になる<sup>(12)</sup>。これは、これからの時代の知財のあり方として、大陸法系と英米法系の知財の法理の整合性に他ならない。

本稿は、プログラムの著作物の著作権者が、発明者としてネットワーク型特許の特許権者になりうることを前提に考察している。現実の問題として、プログラムの著作物とネットワーク型特許には、著作物と発明との利用関係および著作権・著作隣接権と特許権との抵触関係が想定される。プログラムの著作物とネットワーク型特許との知的財産権の保護に関しては、特許法72条において著作物と発明との利用関係と著作権・著作隣接権と特許権との抵触関係の規定は設けられていない。また、職務著作と職務発明との整合も図られていない<sup>(13)</sup>。そして、これからの時代の知財のあり方として、プログラムがAI生成物に及ぶとき、本稿で考察したことを知的財産権の保護と制限へ展開し、知的財産相互の利用関係と知的財産権相互の抵触関係の法整備が求められる。

### (注)

(1) *Sony Corp. of America v. Universal City Studios, Inc.*, 464U.S.417 (1984).

(2) Society 5.0とは、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のことをいう (「第5期科学技術基本計画」(2016年1月22日閣議決定) 10~11頁)。



- (3) ダビング 10 とは、録画機器に内蔵の HDD にデジタル方式で録画された放送映像を 9 回まで HDD に録画データを残したままで他の録画媒体に複製することができ、その後は 1 回だけ HDD 内の録画データを削除すると同時に他の録画媒体に移動することが可能とされたデジタルコピー制御技術である。
- (4) 東京地判平成 22.12.27 平成 21 (ワ) 40387、[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/998/080998\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/998/080998_hanrei.pdf) (accessed 2025.02.01)
- (5) 知財高判平成 23.12.22 平成 23 (ネ) 10008、[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/849/081849\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/849/081849_hanrei.pdf) (accessed 2025.02.01)
- (6) 文化庁『著作権審議会第 10 小委員会（私的録音・録画関係）報告書』（1991）61 頁。
- (7) 試験的使用の例外（Experiment Use Exception）の法理の扱いは、判例法に委ねられてきている（中山一郎「日米比較から見た特許権と「実験の自由」の関係について—「試験・研究の例外」の変遷と課題—」*AIPPI*, Vol.48, No.6 (2003) 444 頁）。
- (8) 「プログラム著作物登録」、<https://www.softic.or.jp/index.php/service/program> (accessed 2025.02.01)
- (9) 「半導体回路配置利用権登録」、<https://www.softic.or.jp/index.php/service/ic> (accessed 2025.02.01)
- (10) 授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）は、著作権の制限のもとで授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使をする文化庁長官の指定を受けた団体である（著作権法 104 条の 11）。
- (11) IEEE Standards Association（IEEE SA）and TRON Forum Sign Agreement to Advance IoT Development and Interoperability, <https://www.tron.org/blog/2017/12/ieee-standards-association-ieee-sa-and-tron-forum-sign-agreement-to-advance-iot-development-and-interoperability/>, (accessed 2025.02.01)
- (12) 新井誠「信託の特質—転換機能について—」知的財産研究所編『知的財産権の信託』（2004）22～31 頁。
- (13) 職務著作の規定と権利帰属の規定との整合性は、映画の著作物の権利帰属の三つのパターンの類推適用により、①職務発明の特許を受ける権利（特許権）の使用者帰属、②職務発明に関与する複数の従業者帰属、③職務発明の自然人を擬制した使用者帰属の三つの関係に見いだせる（児玉晴男「職務発明の権利帰属と職務著作の権利帰属との整合性」*パテント* 69 巻 6 号（2016）38～46 頁）。

(原稿受領 2025.2.5)